○文部科学省厚生労働省告示第三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成二十九年文部科学省厚生労働省告示第五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。	公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援センター	十四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
十五～二十四　（略）	十五～二十四　（略）

○文部科学省経済産業省告示第一号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正
経済産業大臣　世耕　弘成

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十八年文部科学省経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～十六　［略］	一～十六　［略］
十七　水力発電施設周辺市町村　対象水力発電施設（使用が開始された日から第十七条第一項の規定により第十二条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び第十二条第一項第一号において「申請年度」という。）の前会計年度の末日までの期間が十五年を超える発電事業者が設置する水力発電施設をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村（市町村合併（地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第二条の施行の日（平成十四年三月三十一日）以降に二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）の日以前に当該施設の着工が確実になった場合にあっては、合併前の市町村の区域を市町村とする。）であって、次のイ及びロに該当する市町村	十七　水力発電施設周辺市町村　対象水力発電施設（使用が開始された日から第十七条第一項の規定により第十二条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び第十二条第一項第一号イにおいて「申請年度」という。）の前会計年度の末日までの期間が十五年を超える発電事業者が設置する水力発電施設をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村（市町村合併（地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第二条の施行の日（平成十四年三月三十一日）以降に二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）の日以前に当該施設の着工が確実になった場合にあっては、合併前の市町村の区域を市町村とする。）であって、次のイ及びロに該当する市町村
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
十八・十九　［略］	十八・十九　［略］